

令和6年度 第2回
静岡県私立学校審議会
議 案

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課

令和6年度 第2回 静岡県私立学校審議会 議案目次

(認可事項)

第1号議案	静清高等学校の通信制課程の設置認可について……………	1
第2号議案	萩丘幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について……………	3
第3号議案	天王幼稚園の廃止認可について……………	5
第4号議案	富士リズム幼稚園の廃止認可について……………	6
第5号議案	伊久身幼稚園の廃止認可について……………	7
第6号議案	河輪幼稚園の廃止認可について……………	8
第7号議案	学校法人瑞光学園の解散認可について……………	9
第8号議案	専門学校静岡医療科学専門学校校の目的変更認可について…	10

第1号議案 静清高等学校の通信制課程の設置認可について

1 名 称	静清高等学校（昭和25年12月 7 日設置認可）																																																																																																																																										
2 位 置	藤枝市潮87番地																																																																																																																																										
3 設 置 者	藤枝市潮87番地 学校法人 相川学園（理事長 濁澤 次美）																																																																																																																																										
4 目 的	中学校における不登校生徒の進路先の確保、及び本学園内外の全日制課程において進路変更及び退学を余儀なくされる生徒の個々に応じた学び方の選択肢を増やし、それぞれの希望にあった進路の機会を達成できるようにするため、通信制課程を設置																																																																																																																																										
5 開設の時期	令和 7 年 4 月 1 日																																																																																																																																										
6 編 成 等	区分						収容定員																																																																																																																																				
	通信制課程（狭域、単位制）普通科						240人																																																																																																																																				
7 職 員 組 織	<table><tr><th rowspan="2">職 名</th><th colspan="3">令和 7 年度</th><th colspan="3">令和 8 年度</th><th colspan="3">令和 9 年度</th></tr><tr><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th></tr><tr><td>校 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>教 頭</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>教 諭</td><td>5</td><td>9</td><td></td><td>5</td><td>9</td><td></td><td>5</td><td>9</td><td></td></tr><tr><td>講 師</td><td></td><td>1</td><td>3</td><td></td><td>1</td><td>3</td><td></td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>養護教諭</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>養護職員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>事 務 長</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>事務職員</td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>スクールカウンセラー</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>校 医 等</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>5</td><td></td><td></td><td>5</td></tr><tr><td>計</td><td>9</td><td>15</td><td>8</td><td>9</td><td>15</td><td>8</td><td>9</td><td>15</td><td>8</td></tr></table>										職 名	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長		1			1			1		教 頭	1	1		1	1		1	1		教 諭	5	9		5	9		5	9		講 師		1	3		1	3		1	3	養護教諭		1			1			1		養護職員										事 務 長		1			1			1		事務職員	3			3			3			スクールカウンセラー		1			1			1		校 医 等			5			5			5	計	9	15	8	9	15	8	9	15	8
	職 名	令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度																																																																																																																																			
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																																	
	校 長		1			1			1																																																																																																																																		
	教 頭	1	1		1	1		1	1																																																																																																																																		
	教 諭	5	9		5	9		5	9																																																																																																																																		
	講 師		1	3		1	3		1	3																																																																																																																																	
	養護教諭		1			1			1																																																																																																																																		
	養護職員																																																																																																																																										
	事 務 長		1			1			1																																																																																																																																		
	事務職員	3			3			3																																																																																																																																			
	スクールカウンセラー		1			1			1																																																																																																																																		
	校 医 等			5			5			5																																																																																																																																	
	計	9	15	8	9	15	8	9	15	8																																																																																																																																	
◆基準：高等学校通信教育規程（第 5 ～ 6 条）																																																																																																																																											
私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第 7 条）																																																																																																																																											
項目		要件																																																																																																																																									
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭		5 又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの																																																																																																																																									
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員		1 人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																																									
事務職員		相当数 （収容定員240人以下：3 人以上）																																																																																																																																									

8 施設等の状況

施設名	面積等 (専用・共用含む)	備考
校地	92,386 m ²	自己所有 (一部借用)
校舎	11,301 m ²	
屋外運動場	51,326 m ²	同一敷地内 23,728 m ²
その他	29,759 m ²	
校舎等	15,825 m ²	自己所有
校舎	9,332 m ²	
普通教室	27 室 2,052 m ²	
特別教室	22 室 2,151 m ²	
準備室	8 室 146 m ²	
校長室	1 室 21 m ²	
職員室	1 室 99 m ²	専用
事務室	1 室 34 m ²	
図書室	3 室 192 m ²	
保健室	1 室 70 m ²	
その他	4,567 m ²	
屋内運動場	6,493 m ²	

※施設等は、職員室を除き全日制課程と共用

<通信教育連携協力施設>

施設名	面積等	備考
学習等支援施設	89.04 m ²	借用
静岡学習支援センター	89.04 m ²	

◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条）

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第8条、第12条）

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	・原則として、負担付き又は借用であってはならない ・特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。
校舎	(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること ・全日制課程を併置する実施校は、普通教室、特別教室、図書室、保健室を兼用できる。 (2) 普通教室の面積 ・同時に面接指導を受ける生徒数 40人×1.5m ² +5m ² =65m ² 以上 (3) 図書の閲覧場所の面積 65m ² 以上
屋内運動場	(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地 (2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設 (3) 面積 1,589m ² 以上 特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m ² 以上 （屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）

第2号議案 萩丘幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

1 名 称	萩丘幼稚園（昭和 27 年 8 月 15 日設置認可）																																																																		
2 位 置	静岡県浜松市中央区泉二丁目 3 番 10 号																																																																		
3 設 置 者	学校法人萩丘学園（理事長 鈴木 亮助）																																																																		
4 変更の理由	園児募集の実情に対応し、全学年のクラス定員を 30 人以下にするため。																																																																		
5 変更の時期	令和 7 年 4 月 1 日																																																																		
6 変更の内容	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">変 更 前</th><th colspan="2">変 更 後</th></tr><tr><th>学級数</th><th>定員</th><th>学級数</th><th>定員</th></tr><tr><td>3 歳児</td><td>5<3></td><td>140 <50></td><td>4</td><td>120</td></tr><tr><td>4 歳児</td><td>5<2></td><td>140 <42></td><td>3</td><td>90</td></tr><tr><td>5 歳児</td><td>4<3></td><td>140 <68></td><td>3</td><td>90</td></tr><tr><td>計</td><td>14<8></td><td>420 <160></td><td>10</td><td>300</td></tr></table>					区 分	変 更 前		変 更 後		学級数	定員	学級数	定員	3 歳児	5<3>	140 <50>	4	120	4 歳児	5<2>	140 <42>	3	90	5 歳児	4<3>	140 <68>	3	90	計	14<8>	420 <160>	10	300																																	
	区 分	変 更 前		変 更 後																																																															
		学級数	定員	学級数	定員																																																														
	3 歳児	5<3>	140 <50>	4	120																																																														
	4 歳児	5<2>	140 <42>	3	90																																																														
	5 歳児	4<3>	140 <68>	3	90																																																														
	計	14<8>	420 <160>	10	300																																																														
	※ < >内は令和 6 年度の実学級・実員数																																																																		
	◆基準：幼稚園設置基準（第 3 条） 幼稚園設置審査内規（第 8 条）																																																																		
	<table><tr><th>項目</th><th>要件</th></tr><tr><td>1 学級の幼児数</td><td>1 学級の幼児数は 35 人以下であること 3 歳児については一学級の幼児数を 30 人以下とする</td></tr></table>					項目	要件	1 学級の幼児数	1 学級の幼児数は 35 人以下であること 3 歳児については一学級の幼児数を 30 人以下とする																																																										
項目	要件																																																																		
1 学級の幼児数	1 学級の幼児数は 35 人以下であること 3 歳児については一学級の幼児数を 30 人以下とする																																																																		
《園児数の推移》																																																																			
<table><tr><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th></tr><tr><td>300</td><td>289</td><td>284</td><td>238</td><td>178</td></tr></table>					令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	300	289	284	238	178																																																					
令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																																																															
300	289	284	238	178																																																															
7 教職員の状況	<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">変更前</th><th colspan="3">変更後</th></tr><tr><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th><th>専任</th><th>兼任</th><th>非常勤</th></tr><tr><td>園長</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>園長補佐</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>副園長</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>教頭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>教諭</td><td>9</td><td></td><td>6</td><td>8</td><td></td><td>7（3）</td></tr><tr><td>事務職員</td><td>1</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>4</td><td></td><td>1</td><td>3</td><td></td><td>1</td></tr></table>					区分	変更前			変更後			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	園長	1			1			園長補佐							副園長							教頭							教諭	9		6	8		7（3）	事務職員	1			1			その他	4		1	3		1
	区分	変更前			変更後																																																														
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																												
	園長	1			1																																																														
	園長補佐																																																																		
	副園長																																																																		
	教頭																																																																		
	教諭	9		6	8		7（3）																																																												
	事務職員	1			1																																																														
	その他	4		1	3		1																																																												
◆基準：幼稚園設置基準（第 5 条） 私立学校の専任教員の定義について（通知）																																																																			
<table><tr><th>項目</th><th>要件</th><th>備考</th></tr><tr><td>園長</td><td>1 人</td><td></td></tr><tr><td>教諭</td><td>10 人以上</td><td>○学級数以上の専任教諭 ○以下の非常勤教諭は専任教諭とすることができる。 ・ 正規教諭の就業時間の 3 / 4 以上を勤務していること ・ 私立学校共済に加入すること → 8 人（専任教諭）+ 3（非常勤の専任教諭）= 11 人</td></tr></table>					項目	要件	備考	園長	1 人		教諭	10 人以上	○学級数以上の専任教諭 ○以下の非常勤教諭は専任教諭とすることができる。 ・ 正規教諭の就業時間の 3 / 4 以上を勤務していること ・ 私立学校共済に加入すること → 8 人（専任教諭）+ 3（非常勤の専任教諭）= 11 人																																																						
項目	要件	備考																																																																	
園長	1 人																																																																		
教諭	10 人以上	○学級数以上の専任教諭 ○以下の非常勤教諭は専任教諭とすることができる。 ・ 正規教諭の就業時間の 3 / 4 以上を勤務していること ・ 私立学校共済に加入すること → 8 人（専任教諭）+ 3（非常勤の専任教諭）= 11 人																																																																	

8 施設等の状況

園 舎 (㎡)			園 地 (㎡)	
保育室	14	675.8 (48.27 ㎡/室)	園舎敷地	826.05
遊戯室	1	158.53	運動場	1,353.83
職員室	1	35.84	その他	597.22
保健室	1	21.35		
会議室	1	25.38		
事務室	1	12.53		
便 所	6	100.61		
応接室	1	14.48		
倉庫等	3	57.18		
その他		577.26		
計		1,678.96	計	2,777.10

◆基準：幼稚園設置基準（第8条、第9条）
幼稚園設置審査内規（第7条）

項目	要件	備考
園舎	1,120 ㎡以上	算定式：320+100×（学級数－2） →320+100×（10－2）＝1,120 ㎡
運動場	960 ㎡以上	算定式：400+80×（学級数－3） →400+80×（10－3）＝960 ㎡
保育室	1 室あたり 45.4 ㎡以上	1 学級当たりの幼児数が30 人以上の場合、1 室あたり 53 ㎡以上であること
遊戯室	90 ㎡以上	

第3号議案 天王幼稚園の廃止認可について

1 名 称	天王幼稚園 (昭和 52 年 3 月 12 日設置認可)																																			
2 位 置	静岡県浜松市中央区天王町 943																																			
3 設 置 者	学校法人相生学園 (理事長 寺田 修巳)																																			
4 廃止の理由	幼保連携型認定こども園に移行するため																																			
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																																			
6 園児の処置方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて受け入れる。																																			
7 教職員の処置方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて受け入れる。																																			
8 指導要録等の保存方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて保存する。																																			
9 園児数の推移	各年度 5 月 1 日現在(単位：人) <table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>3 歳児</td><td>83</td><td>66</td><td>49</td><td>42</td><td>29</td></tr><tr><td>4 歳児</td><td>79</td><td>78</td><td>62</td><td>46</td><td>45</td></tr><tr><td>5 歳児</td><td>98</td><td>76</td><td>80</td><td>61</td><td>47</td></tr><tr><td>合計</td><td>260</td><td>220</td><td>191</td><td>149</td><td>121</td></tr></table>							R2	R3	R4	R5	R6	3 歳児	83	66	49	42	29	4 歳児	79	78	62	46	45	5 歳児	98	76	80	61	47	合計	260	220	191	149	121
	R2	R3	R4	R5	R6																															
3 歳児	83	66	49	42	29																															
4 歳児	79	78	62	46	45																															
5 歳児	98	76	80	61	47																															
合計	260	220	191	149	121																															

第4号議案 富士リズム幼稚園の廃止認可について

1 名 称	富士リズム幼稚園 (昭和 47 年 3 月 27 日設置認可)																														
2 位 置	静岡県富士市伝法 1740 番地の 1																														
3 設 置 者	学校法人井沢学園 (理事長 井澤 仁)																														
4 廃止の理由	幼保連携型認定こども園に移行するため																														
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																														
6 園児の処置方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて受け入れる。																														
7 教職員の処置方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて受け入れる。																														
8 指導要録等の保存方法	新規設置する幼保連携型認定こども園にて保存する。																														
9 園児数の推移	各年度 5 月 1 日現在(単位：人) <table><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr><tr><td>3 歳児</td><td>83</td><td>67</td><td>72</td><td>56</td><td>56</td></tr><tr><td>4 歳児</td><td>102</td><td>88</td><td>69</td><td>75</td><td>55</td></tr><tr><td>5 歳児</td><td>89</td><td>103</td><td>88</td><td>68</td><td>76</td></tr><tr><td>合計</td><td>274</td><td>258</td><td>229</td><td>199</td><td>187</td></tr></table>		R2	R3	R4	R5	R6	3 歳児	83	67	72	56	56	4 歳児	102	88	69	75	55	5 歳児	89	103	88	68	76	合計	274	258	229	199	187
	R2	R3	R4	R5	R6																										
3 歳児	83	67	72	56	56																										
4 歳児	102	88	69	75	55																										
5 歳児	89	103	88	68	76																										
合計	274	258	229	199	187																										

第5号議案 伊久身幼稚園の廃止認可について

1 名 称	伊久身幼稚園 (昭和 46 年 4 月 1 日設置認可)					
2 位 置	静岡県島田市身成 332 番地の 1					
3 設 置 者	学校法人島田中央学園 (理事長 五藤 善成)					
4 廃止の理由	園児数減少のため					
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日					
6 園児の処置方法	同一法人の姉妹園（島田中央幼稚園、みどり認定こども園）及び他法人の幼稚園に転入済					
7 教職員の処置方法	同一法人の姉妹園（島田中央幼稚園、みどり認定こども園）に異動済					
8 指導要録等の保存方法	姉妹園の島田中央幼稚園にて保管					
9 園児数の推移	各年度 5 月 1 日現在 (単位：人)					
	R2	R3	R4	R5	R6	
3 歳児	4	5	0	4	0	
4 歳児	4	5	6	0	0	
5 歳児	6	4	5	6	0	
合計	14	14	11	10	0	

第6号議案 河輪幼稚園の廃止認可について

1 名 称	河輪幼稚園 (昭和 25 年 12 月 1 日設置認可)																														
2 位 置	静岡県浜松市中央区東町 238 番地 1																														
3 設 置 者	学校法人瑞光学園 (理事長 森 俊彦)																														
4 廃止の理由	園の存続が困難なため																														
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日																														
6 園児の処置方法	令和 6 年 4 月から休園しており園児は不在																														
7 教職員の処置方法	令和 6 年 4 月から休園しており教職員は不在																														
8 指導要録等の保存方法	卒園後 20 年経過していない者については、県が卒園後 20 年までの間保存する																														
9 園児数の推移	各年度 5 月 1 日現在 (単位 : 人) <table><tr><th></th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th></tr><tr><td>3 歳児</td><td>11</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>4 歳児</td><td>11</td><td>10</td><td>10</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>5 歳児</td><td>9</td><td>10</td><td>10</td><td>11</td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>31</td><td>30</td><td>20</td><td>11</td><td>0</td></tr></table>		R2	R3	R4	R5	R6	3 歳児	11	10	0	0	0	4 歳児	11	10	10	0	0	5 歳児	9	10	10	11	0	合計	31	30	20	11	0
	R2	R3	R4	R5	R6																										
3 歳児	11	10	0	0	0																										
4 歳児	11	10	10	0	0																										
5 歳児	9	10	10	11	0																										
合計	31	30	20	11	0																										

第7号議案 学校法人瑞光学園の解散認可について

1 名 称	学校法人瑞光学園 (昭和25年12月1日設立認可)
2 所 在 地	静岡県浜松市中央区東町238番地1
3 代 表 者	理事長 森 俊彦
4 解散の理由	令和6年3月31日をもって全園児が卒園し、休園 となっている河輪幼稚園を廃止するため (寄附行為第39条第1項第1号による)
5 解散の時期	静岡県知事の認可の日
6 残余財産の予定額	981,406 円
7 残余財産の処分方法	学校法人日本文教学園に帰属する

第8号議案 専門学校静岡医療科学専門学校(専修学校)の目的変更認可について

1	名 称	専門学校静岡医療科学専門学校 (平成8年3月26日設置認可 校長 金山 尚裕)																																																																																																													
2	位 置	静岡県浜松市浜名区平口 2000 番地																																																																																																													
3	設 置 者	静岡県浜松市浜名区平口 2000 番地 学校法人十全青翔学園（理事長 臼井 岳）																																																																																																													
4	目 的	＜変更前＞ 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い学生が理学療法士・作業療法士臨床工学技士・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師・助産師に関する高度の知識及び技術を修得することにより、社会に貢献し得る医療の専門職者を育成することを目的とする。 ＜変更後＞ 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い学生が医療専門職に関する高度の知識及び技術を修得することにより、社会に貢献し得る医療の専門職者を育成することを目的とする。																																																																																																													
5	課 程 及 び 分 野	＜変更前＞ 専門課程 医療分野 ＜変更後＞ 専門課程 医療分野																																																																																																													
6	変更の理由	助産学科の廃止のため																																																																																																													
7	変更の時期	令和7年4月1日																																																																																																													
8	変更の内容	＜変更前＞ <table><tr><th>課程</th><th>分野</th><th>学 科</th><th>昼夜区分</th><th>修業年限</th><th>入学定員</th><th>総定員</th><th>入学資格</th></tr><tr><td rowspan="7">専門</td><td rowspan="7">医療</td><td>理学療法学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>60人</td><td>180人</td><td rowspan="7">高等学校又は中等教育学校を卒業した者等</td></tr><tr><td>作業療法学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>30人</td><td>90人</td></tr><tr><td>医学工学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>30人</td><td>90人</td></tr><tr><td>医学検査学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>40人</td><td>120人</td></tr><tr><td>医学放射線学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>40人</td><td>120人</td></tr><tr><td>看護学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>60人</td><td>180人</td></tr><tr><td>助産学科(1年課程)</td><td>昼</td><td>1年</td><td>15人</td><td>15人</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td></td><td></td><td>275人</td><td>795人</td><td></td></tr></table> ＜変更後＞ 助産学科の廃止 <table><tr><th>課程</th><th>分野</th><th>学 科</th><th>昼夜区分</th><th>修業年限</th><th>入学定員</th><th>総定員</th><th>入学資格</th></tr><tr><td rowspan="6">専門</td><td rowspan="6">医療</td><td>理学療法学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>60人</td><td>180人</td><td rowspan="6">高等学校又は中等教育学校を卒業した者等</td></tr><tr><td>作業療法学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>30人</td><td>90人</td></tr><tr><td>医学工学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>30人</td><td>90人</td></tr><tr><td>医学検査学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>40人</td><td>120人</td></tr><tr><td>医学放射線学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>40人</td><td>120人</td></tr><tr><td>看護学科(3年課程)</td><td>昼</td><td>3年</td><td>60人</td><td>180人</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td></td><td></td><td>260人</td><td>780人</td><td></td></tr></table> ・生徒は、令和6年度で全員卒業予定。 ・助産学科の教職員は、令和6年度末で全員退職予定。							課程	分野	学 科	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	入学資格	専門	医療	理学療法学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	高等学校又は中等教育学校を卒業した者等	作業療法学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人	医学工学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人	医学検査学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人	医学放射線学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人	看護学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	助産学科(1年課程)	昼	1年	15人	15人	合計					275人	795人		課程	分野	学 科	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	入学資格	専門	医療	理学療法学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	高等学校又は中等教育学校を卒業した者等	作業療法学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人	医学工学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人	医学検査学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人	医学放射線学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人	看護学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	合計					260人	780人	
課程	分野	学 科	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	入学資格																																																																																																								
専門	医療	理学療法学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	高等学校又は中等教育学校を卒業した者等																																																																																																								
		作業療法学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人																																																																																																									
		医学工学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人																																																																																																									
		医学検査学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人																																																																																																									
		医学放射線学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人																																																																																																									
		看護学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人																																																																																																									
		助産学科(1年課程)	昼	1年	15人	15人																																																																																																									
合計					275人	795人																																																																																																									
課程	分野	学 科	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	入学資格																																																																																																								
専門	医療	理学療法学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人	高等学校又は中等教育学校を卒業した者等																																																																																																								
		作業療法学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人																																																																																																									
		医学工学科(3年課程)	昼	3年	30人	90人																																																																																																									
		医学検査学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人																																																																																																									
		医学放射線学科(3年課程)	昼	3年	40人	120人																																																																																																									
		看護学科(3年課程)	昼	3年	60人	180人																																																																																																									
合計					260人	780人																																																																																																									